

第2回朝来市自治基本条例審議会議事録

会議の名称	第2回朝来市自治基本条例審議会
開催日時	令和4年7月27日(水) 15時00分～16時45分
開催場所	朝来市役所本庁舎3階庁議室
出席委員	大杉会長、小島委員、雑賀委員、習田委員、山田委員、太田委員、中島委員、中尾委員、増子委員
傍聴者数	0人
会議概要	内部検証報告書に基づく審議 前文、第1条～13条
審議対象課	議会事務局、総務課、市民協働課
事務局	まちづくり協働部市民協働課(澤田部長、神谷課長、山内副課長、中嶋課長補佐、高階係長)

1 開会

- ・神谷課長の司会により開会

2 説明

- ・配布資料の確認
- ・内部検証報告書に係る事務局説明

3 審議

前文～第5条(内部検証対象外分)事務局より条文一括読み上げ

※会長挨拶・進行

会長:「委員の皆さんがどのような意見を持たれているか」

「検証対象外の条文について、審議会としての協議は進める方向。条文の改正を前提ということではなく、どのように読み込み、考え方を浸透させていくかが重要と思っている。」

【前文】

審議会委員を2グループに分けて意見交換

《1班(小島委員、習田委員、太田委員、増子委員)の意見集約》

・条例制定当時、何度も細かい部分も見直しがされた。熱い思いが込められた証拠だと思う。

- ・「先人のたゆまぬ努力～」良い一節である。
- ・市民の皆さんにもっと知ってほしい。
- ・子どもたちにも感想を聞いてみたい。
- ・読み直してみてもあらためて朝来市の良さを感じる内容。
- ・移住してきたが、条文にあるように自然が豊かなところが一番印象的である。
- ・市民憲章については合併協定の内容にも含まれていたまちづくりの原点であると感じる。

《 2 班（雑賀委員、山田委員、中島委員、中尾委員）の意見集約》

- ・「まつり」を平仮名表記にしているのは何か意図があるのだろうか。
- ・昔からのものを継承していくことが大事と書かれている。
- ・継承していくことに加え、新しいものを取り入れ育てていく姿勢も大事である。
- ・市民憲章に普段触れる機会がない。
- ・全体的に柔らかい言葉が使われている。

※会長より意見とりまとめ

先ほど庁舎を入ってくる時に拝見したが、庁舎の入り口に市民憲章が掲げられている。立ち止まって一文一文確認される方はなかなかおられないかもしれないが、何かの機会にあらためて知ってもらう機会を作るということも大事かと思う。子どもたちやこれからの世代の方々にしっかりと受け止めていただきどう育てていくか。そのような視点を意識しながら今後の条文をみていきたいと思う。

【第1条（目的）】【第2条（定義）】【第3条（まちづくりの基本原則）】【第4条（市民の権利及び責務）】【第5条（事業者の社会的責任）】※内部検証対象外の条文について一括審議

事務局により条文読み上げ

会長：それでは、これから各条文の内容検証に入っていきたい。市民の側からみての意見をお聞かせいただきたいと思う。「このまま維持していった方がよい。」「場合によってはこの条文はどうなのか。」条文を変える変えないということだけでなく、何かお気づきの点があればお願いしたい。

「第1条（目的）」に「市民自治によるまちづくりを実現」というように明確に謳われていて重要な部分である。

「第3条（まちづくりの基本原則）」第3号「自立と共助の原則」が明記されていることも朝来市の特徴であると思う。

委員：第5条の「事業者の社会的責任」について、少し難しい表現ではないか。もう少し砕けた理解しやすい内容でも良い気がする。

会長：第2条第1号「市民」について、市内に在住していなくても朝来市に関係している人や団体を「市民」として定義していて今の時代に合った内容である。私もこの審議会に関わることで、条例上では市民である。事務局としてはどう考えているか。

事務局：先ほど会長の言われたように「市民」の扱いということで「在学・在勤」されている方が含まれていることは多いが、それ以上に「事業者」も含めた全体を「市民」として定義しているのがこの条例の大切な意義であると考えている。

会長：事務局からの話のように、「事業者」も含めているのは重要なことだと思う。是非この条文は今後も大切にさせていただいて、委員からも事業者の皆様にもお伝えいただけたらと思う。

【第6条（市議会の役割及び責務）】【第7条（議員の責務）】※議会事務局
議会事務局から内容説明

委員：確認だが、「議員の責務」について、これは議会事務局としての判断なのか。

会長：答えにくい部分かと思うので私から。今回は各担当の所管で行政側の部署に回答をいただくという形をとっている。議会としてどう思っているのかということと議会事務局としてどう判断するかということは別々である。今回御説明のあったのは議会事務局としてだと思うが、議会事務局から議会としてどう思っているかということ聞かれたことはあるか。

議会事務局：今回の件に関しては事務局としての判断である。

会長：この審議会自体行政側が設置した審議会でもあるので、議会に対してどこまで手を突っ込むかという話になる。とはいえ同じ朝来市の機関として委員の皆さんがどう思っているという意見を言うことはもちろん良いことである。それから、「朝来市議会基本条例」についてであるが、これは議会としてどのような考えでつくられたものか。初めて聞かれた方もあろうかと思う。

議会事務局：「朝来市議会基本条例」は平成21年3月に制定されている。～前文読み上げ～

会長：議会としてはこの議会基本条例に基づききちんとやっているという話になるかと思う。このような条例があるということも皆様にも知っておいていただきたい。

委員：「議員の責務」について、市民が議員に信託していることとは何なのか。市民側からすると議員さんに対して大切なものを託しますよという意味合いかと思う。それがあから自己研鑽に努めるという流れは良いと思うが、「託すもの」というのは色々あると思っており、市民の人が理想に想うことを議員の人に伝える術はどのようなものがあるのか。タウンミーティングのような広く意見を聞ける場等はあるのか。報告会には1度行ったことがあるが、何か他にも市民の方に意見を伝える場というものはあるのか。この条文には自己研鑽と書かれているので、セミナーや研修会がメインに記述されているが、それ以外にもあってもよいのかなと思う。

会長：市議会議員は4年に1回の選挙で選出される。それが信託されるということになるかと思うが、常日頃のタウンミーティングであるとか、市民からの意見を吸い上げるようなことはあるのか。

議会事務局：現在は議会報告会をケーブルテレビで放映している。それまでは各地域自治協議会や学校区単位で実施していた。その際には市民の皆さんからの意見を聞くようなことも行っていた。それから、「市議会モニター制度」を平成30年から実施している。最終的にモニターの方と懇談会を開催し、意見を聞いた。

会長：ここで一旦議会事務局の条文については終わりにしたい。
続いて【第8条】に移りたいと思う。

【第8条（市長等の権限及び責務）】※内部検証対象外の条文
事務局により条文読み上げ

【第9条（職員の責務）】第1項※総務課 第2項※市民協働課
総務課、市民協働課から内容説明

委員：新人職員の宣誓だが、その内容の中に自治基本条例の本旨は含まれているか。

総務課：今手元にないため確認させていただく。

会長：最近全国的に新人職員の離職の傾向が強いと感じている。一方でキャリアアップやキャリア形成を意識する若手職員も増えている。その辺り所管課ではどのような取組をされているか。

総務課：キャリアアップに関する研修について、独自ではないが県の自治研修所での研修等に参加している。働き方改革についてもよく言われている。研修とは話がそれるかもしれないが、多様な働き方も推進していく。

会長：人材育成基本方針のような指針は立てられているか。

総務課：令和3年度から令和7年度までの人材育成計画を策定している。

会長：市民協働の部分で、「地域の一員として」とあるが、こちらに関して何か意見はあるか。

委員：自分の仕事以外に研修があったり、地域の事業にも参加するよう言われていたり、そのようなことが負担となって早期退職をしたというような事例は本市にあるのか。

総務課：そのようなことが直接的な原因で退職となったという事例はないものと認識している。

委員：各自治協議会で地域担当職員に入ってもらっている。会議にはよく出てきてもらっているが、一般の市民としての平時の活動に参加されない職員が多いのではないかと感じている。やはり平時の活動に参加していただいて、地域の内情をよく知ってもらった上で市政に反映させてもらいたい。公務員全般に言えることかと思う。

会長：ここ最近、公務員の通常業務が忙しくなり過ぎてしまっているのも事実である。地域との関わり方、社会の一員であるということを明確に自治基本条例でうたっているということはすごく特徴的な面である。実質的に担保するには、

且つ無理に負担をかけてメンタルに問題を抱えないよう、メンタルケアも含めてバランスを取っていくことが大切である。

委員：関連して、例えば職員の方たちが地域の会議や活動に入られた際に得た情報について、それぞれの部署に戻られた際にフィードバックできるような機会はあるのか。何か共有するシステム・仕組みはあるのか。

事務局：仕組みとしてはない。どうしていくのがよいか。

委員：たしかに逐一報告書などを作成できない。

事務局：職場の範囲では話はしているだろうし、もちろん重要な案件があれば横の繋がりも持つようにしている。

市役所職員として「地域に入る」という言い方をすると重荷になる職員もいるかと思う。多くの職員が市内に居住しているので、その居住地域でそれぞれ活動をされているところに参加するといったところからであれば参加しやすいが、参加した中で市役所職員であるから何かの役を任されるということは少し重荷と感じる職員もいる。一方、そういうことに生きがいを感じてどんどんやっている職員もいる。その辺もあり自発的な活動のため取り組みに個人差が生じるということは出てきていると思う。

会長：この意見はすごく大切である。受け入れる地域の側も「市の職員だからできるだろう。」といった意識はやめないといけない。同じ地域の一員として考えてもらうことが必要である。市の職員だから少し有益な情報を持っているということや得意なことはあったとしても、役割を強制することはできれば避けたいと思う。地域にとっても受け入れる体制が必要であり、市民の受け取り方も考えなければならない。

【第10条（参画と協働の推進）】【第11条（意見公募制度）】※次回以降に審議持越し

【第12条（審議会等の運営）】【第13条（住民投票）】※総務課

総務課から内容説明

委員：市民アンケートをされているが、時々無作為抽出の場合もあるが、市民の中には本当にアンケートを答えたい方もいるかと思う。公募という形もあった方がよいかと思うがいかがか。

総務課：パブリックコメントでは広く意見募集をしている。また、公募はできないかということだが、ホームページ等で気軽に回答できるような工夫もしていく。

総合政策課：市民アンケートについて、朝来市総合計画の進行管理という意味合いでそれぞれの施策の重要度や満足度等の検証のため行っている。このアンケートの趣旨としては市民の今現在の動向を聞くという思いで実施しており、統計学上配慮した形で無作為抽出としている。

委員：第 12 条、「原則」とあるが、どこまでが「原則」なのか。

総務課：審議会条例で設置しているような審議会は会議録の公開規定があるため、それに基づいて公開している。個人情報については公開できない。

会長：住民投票条例についてはどのような取り扱いか。

総務課：案件によって対象者も変更するため個別に対応している。

事務局：ここで、総務課から新人職員宣誓について追加の説明をいただく。

総務課：～宣誓文読み上げ～「※抜粋 朝来市自治基本条例の目指す市民自治のまちづくりに向け、市役所職員に課せられた責務を認識し、地域を支える一員として、市民の方々と共に考え、行動し、自ら率先し、明日の朝来市のまちづくりに努めていくことを誓います。」

会長：新人職員の宣誓文で自治基本条例の内容が含まれているというケースはあまりないのではないかと思います。しっかりと自治基本条例を意識していただいている結果だと思う。多くの自治体で、せっかく苦勞して制定された条例が、いつの間にか忘れ去られてしまっていることが多い。朝来市の場合はこのように見直し検証をされているが、市民の方にも認識していただくということは重要なことである。

時間にもなったので本日の審議会は終了としたい。

今回審議できなかった条文「第 10 条」と「第 11 条」はまた次回以降に審議したい。

4 閉会

- ・次回は令和 4 年 8 月 26 日（金）に開催する。

～雑賀委員により閉会あいさつ～